

マイナンバー制度導入に係る国庫補助拡大及び制度周知について

四 国 部 会 提 出
説明担当 観音寺市

(理 由)

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障及び税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性が高く、公平・公正な社会を実現するための制度である。

平成 27 年 10 月から市民一人一人にマイナンバーが通知され、平成 28 年 1 月から制度の運用が開始されるが、マイナンバー制度運用のために我々地方公共団体は、市業務システムや住民基本台帳及び課税台帳等の電算基幹システムが持つ既存の個人管理番号と、マイナンバー制度で付与される個人番号の情報を連携するサーバーの構築を行う必要がある。

その構築費用については、国からの補助金を活用する予定であるが、実際に要する経費と国からの補助金額にかなりの開きがあることから、実勢価格を調査した上で補助拡大の措置を講じられるよう強く要望する。

また、マイナンバー制度の周知については、情報をできるだけ早期かつ正確に、広く国民に向けて提供することが重要である。既に、さまざまな媒体等を通じて周知・広報活動を行っているが、この制度を導入することによる効果や実現すべき社会についての理解が、十分に国民に浸透しているとは言えない状況である。

よって、国においては、国民に対し、本制度についてより一層の周知徹底を図られるよう強く要望する。